



## 北洋ビジネスダイレクト 補償制度について

補償制度の仕組み	「北洋ビジネスダイレクト」をより安心してご利用いただくために、「北洋ビジネスダイレクト補償制度」を新設いたしました。第三者がお客さまの ID・パスワード等を盗用して、お客さまになりすまして不正使用されたことにより、お客さまが被った損害について補償の対象となることがあります。
対象となるお客さま	「北洋ビジネスダイレクト」をご契約いただいているお客さま ※お申し込み等のお手続および追加のご負担はありません。
取扱開始日	平成 26 年 12 月 1 日(月)
補償限度額	<b>1 事故あたりの補償限度額 5,000 万円</b> (ハードトークン利用の場合。なお、未利用の場合は 1,000 万円)
補償の対象となる期間	当行が不正使用の届出を受理した日の 30 日前から受理日までの 31 日間に不正使用された損害に限ります。 ※届出を受理した日とは、書面による届出ではなく、当行が不正利用の事実を知った日をいいます。
補償の対象とならない主な損害	<p>(1) 被害が発生した時点において、当行が定める下記の「<u>お客さまに実施していただくセキュリティ対策</u>」<sup>(注1)</sup> の導入がされていなかった場合</p> <p>(2) お客さま<sup>(注2)</sup> の故意もしくは過失または法令違反による損害の場合</p> <p>(3) 代表者またはその家族、同居人、従業員等が使用または加担した不正使用による損害の場合</p> <p>(4) 警察に被害届を出さない場合</p> <p>(5) 当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合</p> <p>(6) 被害発生日の翌日から 30 日以内に被害状況の届出がない場合</p> <p>(7) 取扱開始日前に発生した不正使用による損害の場合</p> <p>(8) システムが正常に機能していない間に生じた損害の場合</p> <p>(9) 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合</p> <p>(10) お客さまの管理が不十分であったことによる ID・パスワード等の流出・盗用または不正利用により生じた損害の場合</p> <p>(11) お客さまが反社会的勢力に該当する場合<sup>(注3)</sup></p> <p><sup>(注1)</sup> 《お客さまに実施いただくセキュリティ対策》 インターネットバンキングに使用するパソコンにおいて、以下のセキュリティ対策を実施していない場合は、<u>補償の対象となりませんのでご注意ください。</u></p> <p>① 電子証明書またはワンタイムパスワードを導入していただくこと。</p> <p>② 当行の提供するセキュリティ対策ソフト (SaAT Netizen) <sup>サポート ネットizen</sup> を導入していただくこと。</p> <p>③ 基本ソフト (OS) やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。</p> <p>④ パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等 (WindowsXP など) を使用しないこと。</p> <p>⑤ パスワードを定期的に変更していただくこと。</p> <p>⑥ 利用者と管理者の E メールアドレスを必ず登録し、E メールアドレスを変更する場合は、変更後のアドレスを速やかに登録していただくこと。 また、受信した E メールにより、取引受付状況を確認していただくこと。</p> <p>⑦ 銀行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用 (目的外利用) はしないこと。</p>

	<p>(注2) 「お客さま」とは、法人の代表者、インターネットバンキングご担当者、従業員、ご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を受けた方などをいいます。</p> <p>(注3) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）、および次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
不正使用の被害にあわれた場合	不正使用の被害にあわれた場合は、速やかにお客さまのお取引店または下記の受付窓口までご連絡ください。また、警察へは必ず被害届をご提出のうえ、受理番号を控えてください。
補償制度の変更	補償内容を変更する場合には、変更内容を当行所定のインターネットホームページへの掲載により告知いたします。定期的に当行ホームページの閲覧・ご確認をお願いします。

お問合せ先	補償制度の内容または被害にあわれた場合（平日）	<b>EB フリーダイヤル</b> <b>無料電話（固定電話のみ）</b>  <b>0120-440-043</b> <b>携帯電話等からは</b>  <b>0570-057-043</b> または <b>011-850-1307</b> 受付時間 銀行窓口営業日 9:00～18:00
	被害にあわれた場合（夜間・休日）	<b>キャッシュカード紛失センター</b>  <b>0570-079-456</b> 受付時間 EBフリーダイヤル受付時間以外 銀行窓口営業日 24時間365日
	セキュリティ対策ソフト《 <small>サポート ネットizen</small> SaAT Netizen》に関する製品内容・操作方法	<b>SaAT サポートセンター</b> <b>03-3570-5286</b> <b>無料電話（固定電話のみ）</b>  <b>0120-987-903</b> 受付時間 銀行窓口営業日 8:00～22:00 土・日 8:00～19:00 （祝日・12/31～1/3を除く）

お客さまにお勧めするセキュリティ対策	<p>インターネットバンキングをより安全にご利用いただくために、以下の対策についても合わせてお勧めいたします。</p> <p>(1) 振込限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと。</p> <p>(2) パスワードを入力する際は、ソフトウェアキーボードを利用していただくこと。</p> <p>(3) 不審メールのリンク先にアクセスしないこと。</p> <p>(4) ID・パスワードの入力を求める不審メールや偽画面は無視して、不用意に入力しないこと。</p> <p>(5) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していただくこと。</p> <p>(6) 取引の登録者と承認者で異なるパソコンを使用していただくこと。</p> <p>(7) オンライン権限設定において、権限ごと(登録・承認・送信)に異なるパソコンを使用していただくこと。</p> <p>(8) パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。</p> <p>(9) パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用をインターネットバンキングに限定していただくこと。</p>
--------------------	---